

陳情第1号

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び 固定資産税の特例措置に関する陳情

(陳情の趣旨)

第196回通常国会に提出された「生産性向上特別措置法案」において、中小・小規模事業者の生産性向上を支援するため、市町村から計画認定を受けた設備投資は、特例として、市町村が固定資産税を3年間、ゼロから1/2に軽減できる措置を講じることとしています。さらに、固定資産税をゼロとした市町村の中小・小規模事業者に対して、ものづくり補助金等の優先採択や補助率引上げ(1/2から2/3へ)による重点支援を講じることとしています。

現在、中小・小規模事業者は、人手不足に直面しており、設備投資による生産性向上が必要不可欠であります。

また、特例措置を講じることにより、当市に新たな設備投資が行われることが期待され、当市経済の活性化につながるものとなります。

当市の中小・小規模事業者の生産性向上を力強く後押しし、地元商工業の発展と地域経済活性化を図るため、下記事項を陳情いたします。

記

1. 「生産性向上特別措置法」に基づく「導入促進基本計画」を策定するよう市に働きかけること。
2. 上記1に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資について、固定資産税の特例率をゼロとする条例を制定すること。

平成30年5月1日

陳情者 住所 いちき串木野市湊町1丁目254番地
氏名 市来商工会 会長 宇都 保介 他1名